



第46回 相続時精算課税で開業資金



私は美容師として働いていますが、独立開業を考えています。独立するときには、母からは祖父から相続した土地・建物（時価 3,000 万円くらい）を、父からは開業資金として 1,000 万円の贈与をしてもらえることになりました。

この場合、多額の贈与税がかかるのではと心配していますが贈与税はいくらくらいになりますか。



今日は、贈与税額についてのご質問ですね。個人から財産をもらった場合にかかる贈与税の課税方法には、「暦年課税」と、一定の要件に該当する場合に選択できる「相続時精算課税」の二つの制度があります。

最初に、それぞれの制度についてご説明します。

1. 暦年課税制度

暦年課税制度とは、個人から 1 年間に贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額（110 万円）を超えた場合に、その超えた額に税率をかけて贈与税額を計算する制度です。

この場合に、祖父母や両親などの直系尊属から、贈与を受けた年の 1 月 1 日において 18 歳[※]以上の者（成年人）への贈与については、通常の場合よりも低い税率となっています。

2. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度（以下「精算課税制度」といいます。）とは、贈与税・相続税を通じて課税が行われる制度で、贈与する者と贈与を受ける者がそれぞれ一定の要件を満たす場合に、2,500 万円までの贈与には贈与税を課税しない（2,500 万円を超えるときは超えた額に 20% で一律課税）で、相続が発生したときに

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

相続税として精算する制度です。この制度を一度選択すると、同じ贈与者からの翌年以降の贈与はすべてこの制度の対象となり、暦年課税の 110 万円の基礎控除の適用が受けられなくなります。

(1) 贈与者・受贈者の要件

贈与者は贈与をした年の 1 月 1 日において 60 歳以上の者、受贈者は贈与を受けた年の 1 月 1 日において 18 歳[※]以上で、贈与者の直系卑属である推定相続人（民法に定める第 1 順位の相続人）と孫です。

(2) 手続

受贈者は、精算課税制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に所轄税務署へ贈与税の申告書とともに贈与者ごとに「相続時精算課税選択届出書（以下「届出書」といいます。）」を提出します。

同一年中に父と母双方から贈与を受け、母からの受贈分は暦年課税とし、父からの分のみ精算課税制度を選択する場合は、父の分についてのみ届出書を提出します。

この届出書は一度提出すると撤回することはできません。また、届出書を提出した年分以降に届出書に記載した贈与者（以下「特定贈与者」といいます。）から贈与を受けた場合には、暦年課税制度ではなく精算課税制度が適用されます（届出書の再度の提出は不要です。）。

なお、届出書には贈与者との関係が分かる戸籍謄本等の一定の書類の添付が必要です。

(3) 税額の計算等

イ 贈与税額の計算

特定贈与者ごとにその年中に受贈した財産の価額の

[※] 令和 4 年 4 月 1 日以降の贈与の場合です。令和 4 年 3 月 31 日以前の贈与の場合は 20 歳です。

暦年課税と相続時精算課税の比較

| 区 分 | 暦年課税 | 相続時精算課税 |
|--------------|------------------------|---|
| ①贈与者 ②受贈者 | 要件なし | ①60歳以上の直系尊属 ②18歳※以上の直系卑属（子の場合は推定相続人） |
| 選 択 | 不要 | 必要（贈与者ごとに選択） → 一度選択すれば、相続時まで継続適用 |
| 課税時期 | 贈与時（その時点の時価で課税） | 同左 |
| 控 除 | 基礎控除（毎年）：110万円 | 特別控除（限度額まで複数回使用可）：2,500万円 |
| 税 率 | 10%～55%（8段階） | 一律20% |
| 相 続 時 | 相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算 | 贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算（相続税額を超えて納付した贈与税は還付） |

合計額から、特別控除額 2,500 万円を控除した後の金額に一律 20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

精算課税制度の適用を受けた受贈財産価額の累計額が 2,500 万円以下の場合、2,500 万円と累計額の差額が翌年以降に繰り越されます。

なお、暦年課税制度の場合はその年中の受贈財産の価額が 110 万円を超えなければ申告は不要ですが、精算課税制度の場合は、暦年課税制度の 110 万円は適用できませんので申告が必要になります。

ロ 相続税額の計算

特定贈与者が亡くなられたときに、特定贈与者から精算課税選択後に受贈した財産を贈与時の価額で相続財産に加算して相続税額を計算します。

相続税額からその特定贈与者からの精算課税制度を適用して納付した贈与税額を控除し、納付すべき相続税額を計算します。

その納付した贈与税額が相続税額を超える場合は、その超える額は還付されます。

3. ご質問の場合

(1)税額の計算

受贈した財産がご両親からの贈与のみの場合は、速算表により計算すると次のようになります。

— 暦年課税制度 —

$$\begin{array}{l}
 \text{(受贈財産額)} \quad \text{(基礎控除)} \quad \text{(控除後の課税価格)} \\
 (3,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円}) - 110 \text{ 万円} = 3,890 \text{ 万円} \\
 \text{(税率)} \quad \text{(控除額)} \quad \text{(贈与税額)} \\
 3,890 \text{ 万円} \times 50\% - 415 \text{ 万円} = 1,530 \text{ 万円}
 \end{array}$$

— 精算課税制度 —

ご両親からの贈与のいずれも精算課税を選択した場合は、次のようになります。

《お母様から受贈分》

$$\begin{array}{l}
 \text{(受贈財産額)} \quad \text{(特別控除)} \quad \text{(控除後の課税価格)} \\
 3,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円} \\
 \text{(税率)} \quad \text{(税額)} \\
 500 \text{ 万円} \times 20\% = 100 \text{ 万円}
 \end{array}$$

《お父様から受贈分》

$$\begin{array}{l}
 \text{(受贈財産額)} \quad \text{(特別控除)} \quad \text{(特別控除残額)} \\
 1,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円} = \blacktriangle 1,500 \text{ 万円}
 \end{array}$$

なお、特別控除額から受贈財産額を控除した残額の 1,500 万円は翌年以降に繰り越されます。

(2)ご留意いただきたい点

暦年課税制度では 1,530 万円となる贈与税が精算課税制度では 100 万円となります。

また、精算課税制度の適用を受けると、少額の贈与税負担で多額の贈与ができ、お子さんに有効に活用していただけますが、次の点にご留意ください。

イ ご両親がお亡くなりになったとき

受贈財産額を贈与時の時価で加算が必要です。非課税になったものではありません。

ロ 暦年課税制度へ戻ることはできません。

翌年以降ご両親から受贈した財産の額が 110 万円未満でも申告が必要です。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。